

# ビジネスプロパティ（企業財産総合保険） 特殊包括契約のご案内

2023年01月30日

このご案内は「特殊包括契約・財産補償条項のみ用」です。

# 目次

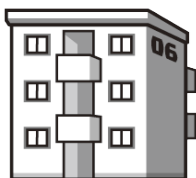
---

1. 企業財産総合保険（特殊包括）の特長
2. 自動補償（建物、設備・什器等/商品・製品等）
3. 補償内容
4. 合理的な保険設計

# 1. 企業財産総合保険（特殊包括）の特長①

## 1つの保険契約で、財産の損害をまとめて補償します。

企業が所有する事務所・店舗・社宅・設備等の財産の損害を補償します。



社宅



本社ビル/営業所



工場



倉庫



店舗

物件種別にかかわらず、包括して補償！

早期災害  
復旧支援  
サービス

さらに「安定化処置費用補償特約」が自動付帯され、早期災害復旧支援サービスが利用できます。

災害復旧専門会社により、火災等（ご契約時に設定していただいた条件で補償の対象となる事故に限ります。）により罹（り）災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行い、従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備等を罹（り）災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

\* 損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等（損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限ります。）の費用のうち必要または有益な費用を補償します（1事故につき、5,000万円が限度となります。）。

# 1. 企業財産総合保険（特殊包括）の特長②

## ① 包括化によるメリット

### 保険の管理がしやすい

すべての物件を同一の補償内容、保険期間で補償するため、保険の更改手続きが一度で済みます。補償内容が統一されるため、見直しの際などの保険管理が簡単です。

### 物件等の追加や、商品・製品等の在庫変動も自動的に補償

保険期間中に新たに取得した「一定規模以下の建物、設備・什器等」や「商品・製品等」は自動的に補償します。保険の付保もれの心配がありません（詳細はP.4～P.7をご参照ください）。

## ② 支払限度額・免責金額の設定による合理的な保険設計

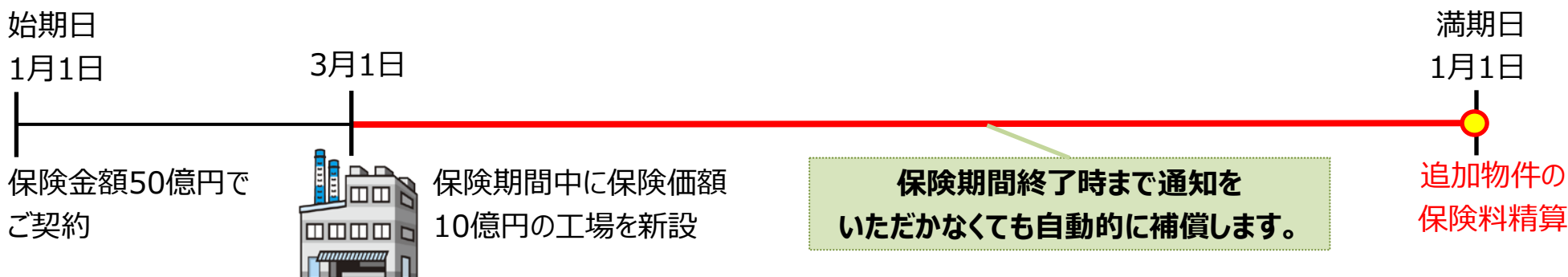
お客様のリスク実態にあわせて、柔軟に支払限度額・免責金額を設定できます。必要な補償内容に合わせて設定することで、不要な保険料を節減できます。

## ③ 特殊包括割引10%

補償対象とする敷地が5敷地以上ある場合は契約全体に対して、また、4敷地以下の場合であっても補償対象とする建物が5つ以上ある敷地についてはその敷地に対して、10%の割引が適用されます。

## 2. 自動補償① 建物、設備・什器等の追加（1年契約）

建物、設備・什器等を追加した場合の例（1年契約）



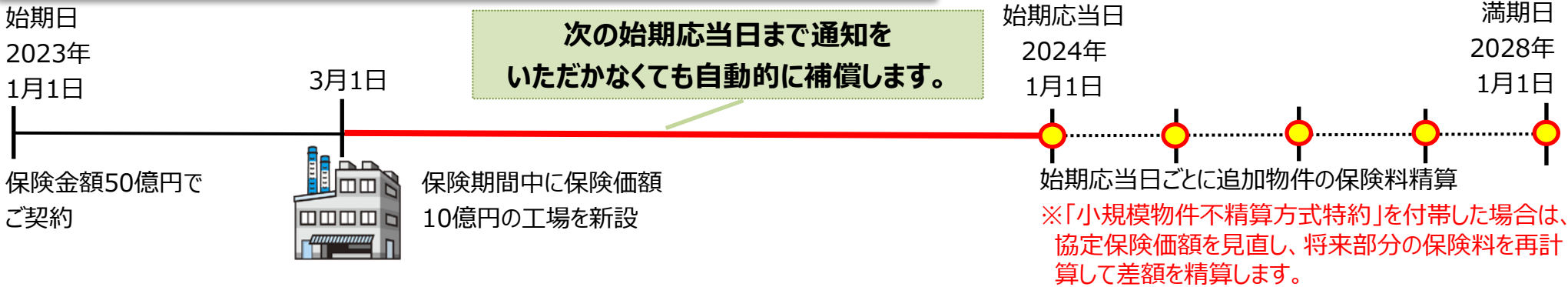
	建物、設備・什器等の自動補償
自動補償の 対象物件	価額が保険契約締結時の保険金額の <b>30%以内</b> かつ <b>50億円以下</b> となる物件 ※「小規模物件不精算方式特約」を付帯した場合は、 <b>30%以内</b> かつ <b>10億円以下</b> となります。
自動補償の期間	物件が追加された（取得した）日から保険期間終了時まで
自動補償の通知	保険期間終了後（注1）に実施 <b>「小規模物件不精算方式特約」を付帯すると、 保険期間終了後の通知・精算が不要</b> となり、 管理の負担を削減できます！（注2） 是非ご検討ください！
自動補償の精算	保険期間終了後（注1）に実施

（注1）  
物件が追加された（取得した）都度、通知・精算を行うことも可能です。

（注2）  
保険契約締結時の保険金額の30%以内かつ10億円以下の物件が削除される場合も、保険料精算は行いません。ご注意ください。

## 2. 自動補償① 建物、設備・什器等の追加（長期契約）

### 建物、設備・什器等を追加した場合の例（5年長期契約）



### 建物、設備・什器等の自動補償

#### 自動補償の 対象物件

価額が保険契約締結時の保険金額の**30%以内**かつ**50億円以下**となる物件  
※「小規模物件不精算方式特約」を付帯した場合は、**30%以内**かつ**10億円以下**となります。

#### 自動補償の期間

物件が追加された（取得した）日からその日の属する保険年度が終了する日まで

#### 自動補償の通知

始期応当日ごと（最終年度は保険期間終了後）に実施（注1）

#### 自動補償の精算

始期応当日ごと（最終年度は保険期間終了後）に実施（注1）

#### （「小規模物件不精算 方式特約」付帯時のみ） 協定保険価額の 見直し

「小規模物件不精算方式特約」を付帯した場合は、  
始期応当日ごとに協定保険価額を見直し、将来部分の  
保険料を再計算して差額を精算します。  
（保険期間終了後の確認・精算はありません。）

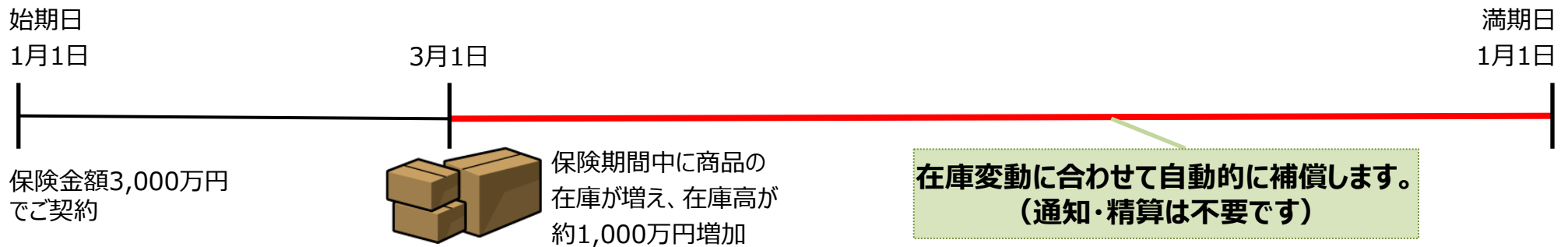
「小規模物件不精算方式特約」を付帯すると、「物件追加日の管理」や「保険期間終了後の通知・精算」が不要となり、管理の負担を削減できます！（注2）是非ご確認ください！

（注1）  
物件が追加された（取得した）都度、通知・精算を行うことも可能です。

（注2）  
保険契約締結時の保険金額の30%以内かつ10億円以下の物件が削除される場合も、保険料精算は行いません。ご注意ください。

## 2. 自動補償② 商品・製品等の在庫変動（1年契約）

### 商品・製品等の在庫が変動した場合の例（1年契約）



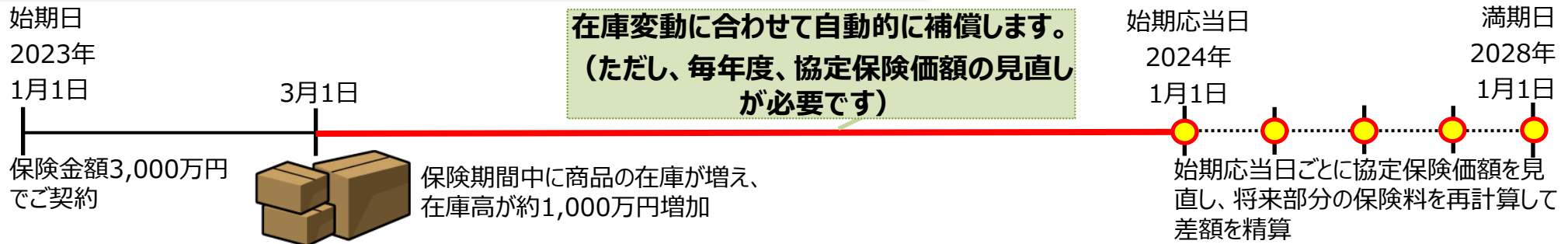
	屋内商品・製品等、屋外商品・製品等の自動補償
自動補償の対象	保険期間中に在庫高が変動した際も、ご契約時に定めた協定保険価額（注1）が自動的に修正されるため、在庫高が増加した場合でも付保もれなく補償されます（注2）。
自動補償の期間	保険期間の中途において商品・製品等の在庫が変動した日から保険期間終了時まで
自動補償の通知	不要
自動補償の精算	不要

（注1）  
契約手続き時にお客さまから申告いただく、把握可能な最近1年間の平均在庫価額をもとに弊社との間で協定した保険価額をいいます。

（注2）  
お支払いする保険金の額はご契約時に定めた支払限度額が限度となります。

## 2. 自動補償② 商品・製品等の在庫変動（長期契約）

### 商品・製品等の在庫が変動した場合の例（5年長期契約）



#### 屋内商品・製品等、屋外商品・製品等の自動補償

自動補償の対象	保険期間中に在庫高が変動した際も、ご契約時に定めた協定保険価額（注1）が自動的に修正されるため、 <u>在庫高が増加した場合でも付保もれなく補償されます</u> （注2）。
自動補償の期間	保険期間の中途において商品・製品等の在庫が変動した日から、その日の属する保険年度が終了する日まで
自動補償の通知	不要
自動補償の精算	不要
協定保険価額の見直し	最近1年間の平均在庫価額をもとに、毎年度、協定保険価額を見直し、将来部分の保険料を再計算して差額を精算します。（保険期間終了後の確認・精算はありません。）

「商品・製品等不精算方式特約」を付帯すると、協定保険価額の見直し・精算が不要となります！是非ご検討ください！

（注1）  
契約手続き時にお客さまから申告いただく、把握可能な最近1年間の平均在庫価額をもとに弊社との間で協定した保険価額をいいます。

（注2）  
お支払いする保険金の額はご契約時に定めた支払限度額が限度となります。



# 3. 補償内容① 選べる補償（損害保険金）

選べる補償で自由に保険を設計できます。

◎：基本補償    ○：選べる補償

補償の対象となる事故（特約等）		補償の選択	
損害 保険 金	① 火災、落雷、破裂・爆発	◎	
	② 風災、雹（ひょう）災、雪災危険補償特約	○	
	③ 水災危険補償特約	○ * 右記より いずれかを選択	浸水条件無・実損払
			浸水条件有・実損払
			浸水条件有・定率払
	④ 盗難・水濡れ等危険補償特約 ・盗難（注1）（注2）・水濡れ・物体の衝突等 ・騒擾（じょう）等	○	
⑤ 電氣的・機械的事故補償特約	○ * 右記より いずれかを選択	包括型	
		限定型	
⑥ 破損・汚損等危険補償特約	○		

（注1）商品・製品等の盗難は、「商品・製品等盗難危険補償特約」を付帯することにより補償されます。

（注2）建物内における業務用の通貨等または預貯金証書の盗難は、保険の対象に屋内設備・什器等を含む場合に、通貨等は1事故1敷地内につき30万円、預貯金証書は1事故1敷地内につき300万円または屋内設備・什器等の協定保険価額のいずれか低い額を限度に補償されます。

### 3. 補償内容② 選べる補償（費用保険金等）

選べる補償で自由に保険を設計できます。

◎：基本補償 ○：選べる補償

補償の対象となる事故（特約等）		補償の選択	
費用 保険 金等	⑦ 臨時費用補償特約	○ * 右記より いずれかを選択	10%払
			30%払
	⑧ 残存物取片づけ費用補償特約		○
	⑨ 修理付帯費用補償特約		○
	⑩ 失火見舞費用補償特約		○
	⑪ 地震火災費用補償特約	○ * 右記より いずれかを選択	300万円限度型
			2,000万円限度型
⑫ 損害防止費用		◎	
⑬ 安定化処置費用補償特約		◎	

# 3. 補償内容③ 主な特約（オプション等）

ニーズに合わせて様々な特約を設定できます。

（詳しい内容につきましては各特約をご覧ください。）

● 各補償危険において補償範囲を変更する特約

特約		各補償危険における補償範囲等	
水災危険補償特約	浸水条件無・実損払	損害の状況にかかわらず、実際の損害額をお支払いします。	↑ 補償・保険料〈大〉
	浸水条件有・実損払	損害の状況に応じて、実際の損害額をお支払いします。	
	浸水条件有・定率払	損害の状況に応じて、あらかじめ決められた割合の保険金をお支払いします。	↓ 補償・保険料〈小〉
電氣的・機械的 事故補償特約	包括型	全ての機械、機械設備・装置等が保険の対象となります。	↑ 補償・保険料〈大〉
	限定型	あらかじめ決められた範囲内の機械、機械設備・装置等が保険の対象となります。	↓ 補償・保険料〈小〉

# 3. 補償内容④ 主な特約（オプション等）

## ニーズに合わせて様々な特約を設定できます。

（詳しい内容につきましては各特約をご覧ください。）

### ●補償内容を追加する特約

特約		概要	
商品・製品等盗難危険補償特約		「盗難・水濡れ等危険補償特約」では補償されない、商品・製品等の盗難危険を補償する特約です。	
商品・製品等輸送危険補償特約		商品・製品等の輸送危険を補償する特約です。	
業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約		建物内の業務用通貨および預貯金証書の盗難危険の支払保険金の限度額を増額する特約です。	
借家人賠償責任・修理費用補償特約	総合	<p>（借家人賠償責任）</p> テナント建物入居者等が、不測かつ突発的な事故により借用戶室に損害を与えてしまった場合の建物オーナーに対する賠償責任を補償します。	<p>（修理費用）</p> 不測かつ突発的な事故により、借用戶室に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合の修理費用を補償します。
	火災等限定	<p>（借家人賠償責任）</p> テナント建物入居者等が、火災、破裂または爆発により、借用戶室に損害を与えてしまった場合の建物オーナーに対する賠償責任を補償します。	<p>（修理費用）</p> 火災、落雷、破裂または爆発等により、借用戶室に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合の修理費用を補償します。

補償・保険料  
〈大〉

補償・保険料  
〈小〉

# 3. 補償内容⑤ (企業向け) 地震危険補償特約

地震のリスクを保険でカバーします。

## 保険の対象

- 企業が所有する店舗・事務所・工場建屋等の建物および建物に収容されている動産等が対象となります。

※住居専用建物または店舗併用住宅などは、地震危険補償特約の対象となりません。家計地震保険の対象となります。

※地震危険補償特約を付帯した場合であっても、この特約の補償内容については、追加取得物件や変動在庫に対する自動補償は適用されません。

※建物構造や立地条件等、物件の状況によってはお引受けができない場合があります。

## 保険金のお支払い方法

- ご契約時に定めた地震危険補償特約の支払限度額を上限として、実際の損害額をお支払いします。支払限度額は、1敷地内における主契約の火災保険金額の合計額の範囲内で設定します。

## 保険金のお支払対象となる事故

- 地震を原因とする以下の事故により保険の対象が損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。

①火災

②損壊・埋没等

③破裂・爆発

④津波・洪水等の水災

**このページは「地震危険補償特約」を提案する場合に使用してください。**

使用しない場合はこのページを削除してご使用ください。

### 3. 補償内容⑤ (企業向け) 地震危険補償特約

※原則、保険期間1年でのお引受けとなります。

#### お支払いする 保険金

● 下記 (a) と (b) の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約時に定めた支払限度額を限度とします。

- (a) P.12「保険金のお支払対象となる事故」による損害の額 (注1)
- (b) P.12「保険金のお支払対象となる事故」①～④の事故により保険の対象が損害を受け、保険金が支払われる場合における損害を受けた保険の対象の残存物取片づけ費用の額

(注1) 損害の額は、新価額 (注2) によって算出します。

(注2) 保険の対象が商品・製品等である場合、または主契約に時価補償特約を付帯した場合は、時価額とします。

**このページは「地震危険補償特約」を提案する場合に使用してください。**

使用しない場合はこのページを削除してご使用ください。

# 4. 合理的な保険設計 支払限度額と免責金額

リスク実態に合わせて、補償の内容ごとに支払限度額・免責金額を設定することで、保険料の削減が可能です。

## 支払限度額の設定

1事故あたりの支払限度額を設定します。

1回の火災事故で、  
包括して補償しているすべての物件が損害を被る  
可能性は低いと予想されます。

## 免責金額の設定

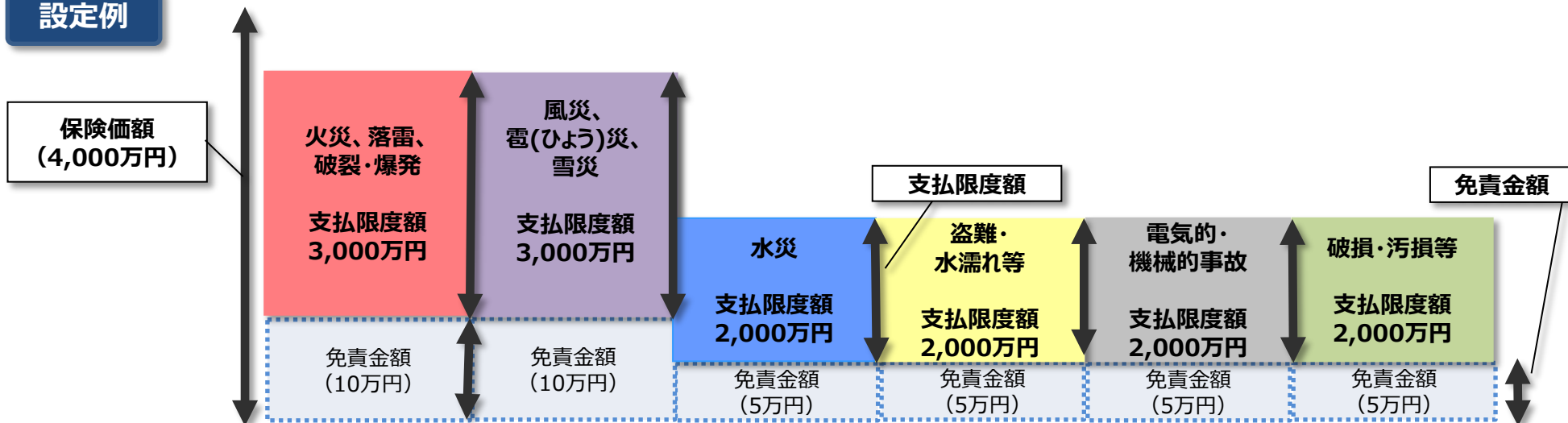
1事故あたりの免責金額を設定し、  
軽微な損害を補償対象外とします。

**損害保険金<sup>(注)</sup>は、損害の額から免責金額を差し引いた額を、支払限度額を限度にお支払いします。**

(注) 一部の特約は、損害保険金の計算方法が異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。



## 設定例



# お問い合わせ先

**取扱代理店** あおば総合保険株式会社

(所在地) 千葉県千葉市中央区青葉町1234-18

(TEL) 043-208-1635

(FAX) 043-301-3954

yotuba@aobanomori-hoken.com

この企画書はビジネスプロパティ（企業財産総合保険）のごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、日新火災ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）に掲載しているビジネスプロパティパンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

KY651C 2022.9（新）